1回目・2回目の加盟国協議に諮られているISPM案

植物検疫用語集: ISPM 5の改正 (1994-001)





本基準に関する基本情報

取り巻く状況

▶ 1997年にISPM5「植物検疫用語集」を採択以降、「用語に関する 技術パネル(TPG)」を中心に継続的に検討し、随時改正されてき ている。

基準改正の目的

- ▶ ISPMで新たに使用されるようになった用語を追加し、ISPM実施にあたり、国際的に合意され調和のとれた用語を提供する
- ➤ 既存の用語に新たな概念を加えるため、用語の対象範囲を変更する ため、ISPM内での使用方法を正確に定義に反映するための修正
- ▶ 植物検疫分野において重要でない用語、定義づけすることにより植物検疫措置の実施に影響が生じる用語の削除

基準改正の概要

▶ 植物検疫用語の追加、修正及び削除の提案



これまでの経緯

- 1997年11月 FAO総会でISPM 5 (植物検疫用語集)が採択 その後、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語 に関する技術パネル(TPG) を中心に継続的に検討
- 2017年5月 基準委員会が2017年改正版の加盟国協議を承認
- 2017年7月~9月 2017年改正版加盟国協議(1回目)
- 2018年5月 基準委員会が2017年改正版、2018年改正版の 加盟国協議案を承認
- 2018年7月~9月 2017年改正版加盟国協議(2回目)
 2018年改正版加盟国協議(1回目)

<2018年改正版の加盟国協議(1回目)> 削除が提案されている用語

用語	説明	理由
commodity class (品目類)	A category of similar commodities that can be considered together in phytosanitary regulations 植物検疫規則上同一と考えられる類似品目のカテゴリー	同じ「品目類」でも、実際には個々の品目により植物検疫上のリスクに相違があり、「品目類」の定義づけ自体が非現実的。
bulbs and tubers (as a commodity class) ((品目類としての) 球根及び塊茎)	Dormant underground parts of plants intended for planting (includes corms and rhizomes) 栽植用植物の休眠地下部(球根及び根茎を含む)	「commodity class」の 定義削除にともない、定 義づけの必要がなくなっ たため削除
cut flowers and branches (as a commodity class) ((品目類としての) 切り花及び切り枝)	Fresh parts of plants intended for decorative use and not for planting 装飾用で栽培に供しない植物の生鮮な部分	同上

<2018年改正版の加盟国協議(1回目)> 削除が提案されている用語

用語	説明	理由
fruits and vegetables (as a commodity class) ((品目類としての) 果実及び野菜)	Fresh parts of plants intended for consumption or processing and not for planting 栽植用ではなく消費又は加工を目的とした 植物の生鮮な部分	「commodity class」 の定義削除にともない、 定義づけの必要がなく なったため削除
plants in vitro (as a commodity class) ((品目類としての) 組織培養植物)	Plants growing in an aseptic medium in a closed container 密閉された容器内の無菌培地で成長している植物	同上

<2018年改正版の加盟国協議(1回目)> 修正が提案されている用語

用語	説明	理由
seeds (as a commodity class) ((品目類としての) 種子)	Seeds (in the botanical sense) for planting 栽植用の(植物学上の)種子	用途(栽植用か加工・ 消費用)により植物検 疫上のリスクが異なる ため定義は必要
grain (as a commodity class) ((品目類としての) 穀物)	Seeds (in the botanical sense) for processing or consumption, but not for planting 加工又は消費用で、栽植用でない(植物学上の)種子	用途(栽植用か加工・ 消費用)により植物検 疫上のリスクが異なる ため定義は必要

<2018年改正版の加盟国協議(1回目)> 修正が提案されている用語

用語	説明	理由
wood (as a commodity class) ((品目類としての) 木材)	Commodities such as round wood, sawn wood, wood chips and wood residue, with or without bark, excluding wood packaging material, processed wood material and bamboo products 樹皮の有無にかかわらず、丸太、挽立材、木材チップ又は木材残さといった物品であって、木材こん包材、加工木材資材、竹製品を除く	一般的な意味で用いられる「wood」より、IPSM上の「wood」は狭義である(木材こん包材、木工品、竹製品等は除く)ため、定義は必要

<2018年改正版の加盟国協議(1回目)> 修正が提案されている用語

用語	説明	理由
treatment (as a phytosanitary measure) (値物 検疫措置としての) 処理)	Official procedure for the killing, inactivatingon, or removingal of pests, or for rendering pests infertile or for devitalizingation regulated pests 規制有害動植物の殺虫(殺菌)、不活化、若しくは除去、有害動植物の不妊化又は不活性化のための公的な手続	既存のISPMでは、規制有害動植物に対する植物検疫処理を「treatment」としているため、これを明確化

<2017年改正版の加盟国協議(2回目)> 修正が提案されている用語

用語	説明	理由
survey <u>(of pests)</u> (<u>有害動植物の)</u> 調査)	An official procedure conducted over a defined period of time to determine the presence or absence of pests or the boundaries or characteristics of a pest population, or to determine which species are present in an area, place of production or production site ある地域、生産地又は生産用地におけるある有害動植物の存在若しくは非存在又は有害動植物個体群の境界若しくは特性いかなる種の有害動植物が存在しているかを決定するための一定期間に渡って実施される公的な手続き	2018年のIPPC総会で 採択されたISPM6 (サーベイランス)の 改正内容に沿った修正

<2017年改正版の加盟国協議(2回目)> 修正及び削除が提案されている用語

- 修正>

用語	説明	理由
growing period (of a plant species)	Time pPeriod of active growth during a growing season when a plant species actively grows in an area, place of	生育期間はほ場や温室 などの環境によって異 なるため、「生産地及
(<mark>植物種の</mark> 生育期 間)	production or production site ある植物種がある地域、生産地及び生産用地 において生育期の間で活発に生育する期間	び生産用地」を追加。 「growing season」 削除に伴う修正

<削除>

用語	説明	理由
growing season (生育期)	Period or periods of the year when plants actively grow in an area, place of production or production site 植物がある地域、生産地又は生産用地において活発に生育する一年の内の期間	一般的な意味であるため、用語集への定義は不要

<2017年改正版の加盟国協議(2回目)> 削除が提案されている用語

用語	説明	理由
confinement (of a regulated article) ((規制対象物の)制限)	Application of phytosanitary measures to a regulated article to prevent the escape of pests 有害動植物の脱出を防ぐための規制対象物に対する植物検疫措置の適用	既存の同義の用語として「quarantine」及び「detention」があり、混乱を避けるため「confinement」は削除
mark (マーク)	An official stamp or brand, internationally recognized, applied to a regulated article to attest its phytosanitary status 植物検疫上のステータスを証明するため規制 対象物へ適用される国際的に認知されている 公的なスタンプ又は商標	定義された意味で用いられているのは ISPM15 (木材こん包材)のみであるが、 ISPM15内で十分説明されているため、用語集での定義は不要